

QA INTERNATIONAL CERTIFICATION LIMITED

審查登錄規則



The use of the Accreditation Mark indicates accreditation in respect of those activities covered by the accreditation certificate number 046.

2008年6月

規則

1. これらの規則は、QA インターナショナル・サーティフィケーションリミテッド、製品および管理システム認証に関するスキーム（以後スキームと呼ぶ）の一般条件を定義する。
2. 規則の目的について：

「不服申し立て委員会」とは、スキーム理事会の委員会を意味し、スキーム関連問題の理事会決定に対する不服申し立てを聴聞する目的で設立された。各申し立てについて任命された委員会は、議長および最低 2 名の理事会メンバーから成り、申し立ての案件について直接的な商業的利害関係を持つ者、申し立てのあった決定に以前かかわったことのある者は、一人もいないものとする。

「審査者」とは、製品および管理システムの審査および評価に影響をおよぼす目的で、理事会が任命した人物を意味する。

「基準」とは、運用およびまたは製品製造システムの制御（管理システム）に関するひとつまたは複数の基準の組み合わせを意味し、国際基準機関などのさまざまな基準作成機関によって発行されたとおりである。

「候補企業」とは、申請は行ったが、スキームに基づく登録はまだ付与されていない個人または企業を意味する。

「認証」とは、スキームおよびその基準要件への準拠を審査された製品、および/または管理システムを認め、スキームに基づいて発行された登録認証を意味する。

「認証ロゴ」とは、スキームに基づく登録を示す企業の文書に表示できるロゴを意味する。

「認証企業」とは、スキームに基づく登録取得に成功し、その結果理事会から認証を保持する資格があると見なされた候補企業を意味する。

「理事会」とは、認証性能に関するスキームに基づく責任機関を意味する。

「品質審査スケジュール」とは、スキームを通じて発行された説明文書を意味し、ある業種の企業の製品および/または管理システムに関連する基準の関係と適用を説明する。

「製品および/または管理システム」とは、スキームの規則と基準に基づく要件の会議にまとめて提供する企業の組織構造、責任、手順、プロセス、活動、リソースおよび製品および/またはサービスを意味する。

「QA インターナショナル」とは、製品および/または管理システム登録活動を専門として設立された英国登録民間会社、QA インターナショナル・サーティフィケーション・リミテッドを指す。
本社住所：Suites 2-4, Cleveland Hall, Cleveland Street, Darlington, Co.Durham, DL1 2PE

「スキームマネージャ」とは、理事会が任命した人物を意味し、認証スキームの日々の運用に責任を負う者である。
3. 理事会は、登録認証の付与、更新、修正または取り消しができる唯一の機関である。
4. 候補企業：
 - a)適切な見積もりを判断できるように、スキームマネージャへ正確で完全な企業詳細を提供する。
 - b)認証に関連する審査料金および費用について、スキームマネージャから見積書を受け取る際、手続きを進めることを希望する場合は、以下を記入の上、スキームマネージャへ提出する。
 - i) 認証申請書、および
 - ii) 文書化した管理システムのコピー
 - c)規定の申請料金および見積もり審査料金および費用を、必要時 QA インターナショナルへ支払うものとする。
5. 候補企業は、認証評価プログラム構成のため、理事会のスキーム代表者が、材料、プロセス、仕上げ品、方法および慣行、記録、システムおよび手順について、構内訪問検査をする許可を与えるものとする。
6. 下記に設定した条件を許諾の上、認証企業は、スキームの認証ロゴを使用する権限を与えられる。条件は以下のとおり。
 - a)認証ロゴは、認証企業が QA インターナショナル審査スケジュールおよび基準要件について、十分な評価を得られたことを示す象徴である。ロゴは、認証企業名と連携して、必ず使用しなければならない。およびスキームメンバーは、スキームのメンバーシップを説明するために、その他のロゴ、タイトルまたは略語を使用しないものとする。
 - b) 認証ロゴは、関連登録認証番号と連携して必ず使用しなければならない。
 - c) 認証ロゴは、通信、宣伝および販売促進材料にのみ使用することができ、認証を適用する製品またはサービスに関連するものを除いたものに使用してはならない。認証企業は、適用範囲が誤解または疑いを受けやすい文脈で、認証ロゴを使用する場合、認証を適用する製品またはサービスを特定しなければならない。
 - d) 認証ロゴは、いかなる状況においても、製品に直接または密接に関連して使用してはならない。
 - e) 認証企業は、理事会が許容できない認証ロゴの使用、および理事会から見て誤解を招く、認証ロゴの使用権利に関する記述または照会を打ち切ることを約束する。
 - f) 認証企業は、QA インターナショナルまたはその登録メンバーの名前を貶めるような方法で、その認証/登録および関連ロゴおよびマークを使用しない旨請け負う。
 - g) いかなる理由であれ、スキームの登録を停止する際、認証企業は認証の引用を中止するとともに、すべてのロゴの使用をただちに打ち切ることを約束する。

7. 認証企業は、以下を行うものとする：

- a) 基準に従い、その製品および/または管理システムの維持・文書化、また理事会がそれらを利用できるようにし、必要があれば保存のため、製品および/または管理システム文書のすべて、または一部をコピーする。
- b) 登録が付与される基準から逸脱する原因となるような方法で、製品および/または管理システムを変更しない。認証企業は、有効な認証が発行されている管理システムを物質的に変更する意図については、理事会に事前通知を行うことを請け負う。
- c) 通常の営業時間中、関係するすべての構内、または認証プロセスの一環として審査に関係するすべての構内へのアクセスを、理事会の代表者または審査者に与える。このようなアクセスは、材料、プロセス、仕上げ品、試験方法、作業慣行、記録、システムおよびサービスの検査が目的ではあるが、それらに限定されず、受領した苦情の取り組みのためのシステム、または規則 7.0 f) で説明されたとおり、認証打ち切り手順が実行されたことを確立するシステムを含む。
- d) スキームの記録について、管理代表者および、あらゆる事項について責任のある主要指名者の欠席時、代行することが認められている（または必要な場合は指名者の交代）一人または複数の副代表者を指名する。認証企業の管理システムに関連し、スキーム代表者の各訪問時、顧客の苦情など手順の変更または登録認証が保持される条件に関連したその他の情報に影響を及ぼす宣言に署名をすることがスキームマネージャに通知されている。
- e) 基準の全要件に準拠していることを確認する目的の、定期的なサーベイランス訪問に従うものとする。
- f) いかなる理由であれ、スキームに基づく登録解除の際は、スキームマネージャへ登録認証をただちに返却、認証ロゴおよび利用または照会する販売促進材料すべての使用を打ち切る。
- g) これらの規則に常に準拠する。

8. 理事会は以下を行うものとする：

- a) 審査を通じて、登録に課せられた義務が実行されていることを検証するため、定期的間隔で認証企業の構内をサーベイランス訪問する代表者を派遣する。このような検証調査訪問は、4年を超えない期間で、スキームに基づく継続登録について、認証企業の再審査を妨げないものとする。
- b) 認証企業に関するいかなる情報、公知の範囲以外の情報は、法律で請求される場合を除き、開示しない。
- c) その裁量で、認証企業に、いかなるソースからであっても、製品またはサービスの準拠に関連して、スキームが受領した顧客からの苦情を通知する。
- d) 認証基準の変更に従う審査解釈の変更を認証企業に通知し、理事会の考えで、改訂要件に合致するシステムを調整するため合理的な時間を与える。
- e) 登録の範囲を修正、削除、追記することが必要あるいは適切な場合は、認証企業にその変更を通知する。

9. スキーム管理は、料金の支払いを要請する。QA インターナショナルが適宜検討する権利を持つレベルは以下のとおり。

候補企業は、以下を支払う。

- 申請料金
- 認証の審査および必要な場合は再審査料金

認証企業は、以下を支払う。

- 登録料金
- サーベイランス、登録の更新およびスキーム代表者による登録維持に関する料金
- 新規範囲または（新規）現場について発行された各認証の更新料金
- 認証解除時にもかかわらず、スキームの理事会が審査を要請した場合に発生する最終審査料金
- 審査のカレンダー日 14 日以内に顧客が取り消した、審査見積りの 50% に等しい料金

認証保持者のこれらの規則に対する非準拠によりスキームが被った費用に関する課金も行われる。

候補企業または認証企業に関する料金は、候補者または認証企業に対し登録申請前または場合によってはその後に、見積もられる。

申請料金および審査料金は、前払いで、その他の料金はすべて請求書の日付から 30 日以内に支払われるものとする。

スキームのメンバーシップへのアクセスは、候補企業の規模または特定団体またはグループのメンバーシップによって条件がつくことはなく、すでに登録した認証企業数によって条件がつくこともない。

10. スキームのメンバーシップについて理事会に承認され、料金を支払った候補企業は、スキームの共通印が押された登録認証を受領する権限があり、スキームのメンバーである限り、その認証を保持する権限がある。認証は、スキームの資産であり、万一発行された企業がスキームのメンバー企業であることを停止する場合、ただちに理事会に認証を返却するものとする。

認証が有効で、理事会が定められた間隔での継続登録を維持する手配が行われているのを継続確認できる限り、またはスキームのメンバーシップが、これらの規則に従って正式にどちらかの当事者により取り消されるまで、延長することができる。

認証企業は、名称または構成の変更があった場合は、ただちに書面にて理事会に通知する。またスキームマネージャがそれに関する情報および/または文書を合理的に要請した場合、認証企業は、それに応じて提出する。

認証企業は、登録の処分、サブライセンス、割り当て、移転またはその他の取引をしないものとし、理事会の書面による事前同意なしに、登録から生じる特権、利益または権利（もしあれば）を授与しないものとする。認証登録のために作成したすべての審査報告書は、QAIC に所有権があり、開示制限の対象となる。

11. 認証企業が、一時的にこれらの規則を準拠できない場合、再び準拠を満たすか、またはこの決定に対する認証企業の不服申し立てが規則 14.0 に基づいて成功するまで、理事会は認証企業に対して、スキームに基づき登録に対する主張または直接影響のある認証ロゴの使用の打ち切りを要請することができる。

12. 認証企業がこれらの規則に準拠できない場合、理事会は規則 14.0 の条項に適宜従う。
- 認証の打ち切り
 - 認証の対象となる製品またはサービス範囲の削減
 - 認証ロゴの使用制限
 - 認証保留による継続登録確認の拒否
 - 認証対象の製品またはサービス範囲の拡張拒否
 - サーベイランスの間隔の修正/短縮
- このような決定とその根拠は、書面で認証企業に伝えられるものとする。
13. 理事会は、以下の場合、認証の発行または更新を打ち切り或いは拒否することができる。
- a) 候補または認証企業が、破産命令の請求対象または債権者法により債権者の調整対象となっている、または資産のすべてまたは一部について任命した受領者または管理者がいる、または強制的または自主的に整理になる、または理事会の見方では、取引者としての企業の評判および忠誠を貶める攻撃を犯した場合。
 - b) 第三者、企業または法人が企業に対し影響を及ぼす支配を得た結果、候補企業または認証企業の最終所有者に変更が生じた場合。またこのような第三者、企業または法人が登録に関する条件の完全許容確認を合理的な時間内に行うことができない場合。
 - c) 候補または認証企業が申請書または登録文書に記載された住所から移転する場合。
14. 理事会の決定に対し不服申し立てをしたい候補企業または認証企業（上記規則 13.0 に準ずるもの以外）は、このような決定がなされてから 21 日以内に、書面にて規則 2.0 に記載された住所までスキームマネージャ宛で、決定の見直しを希望する旨通知する。
- 「不服申し立て委員会」の会議は、このような書面通知受領から 30 日以内に行われる。理事会の決定は、「不服申し立て委員会」会議が係争中有効である。このような会議では、申し立て者および理事会の適切な代表者の双方が、内密に聴聞される権限がある。申し立て者は、「不服申し立て委員会」の構成に異議を述べる権限がある。このような異議は、「不服申し立て委員会」手続き開始前に、スキームマネージャへ知らせなければならない。議長が宣言したとおり、「不服申し立て委員会」単純過半数の決定が最終となる。
15. 候補企業または認証企業は、あらゆる金銭的損失について、QA インターナショナルを免責し、これらの規則に企業が準拠できない結果、QA インターナショナルが合理的に被るその他の費用の償還を償還する。この条件は、いかなる原因による認証解除後でも、認証企業の拘束を続けるものとする。
- 理事会代表者が、これらの規則に基づいて企業の評価またはサーベイランス活動中、死亡したり、負傷した場合、候補企業あるいは認証企業は、QA インターナショナルに対し合意または裁定される損失からも QA インターナショナルを免責する。ただし、QA インターナショナルの従業員または代理店の怠慢に起因できる、または起因する責任について合意または裁定された損害は除く。
- 候補企業または認証企業は、このような保険を必要なものとして、また上記で言及された免責事項を範囲とするために必要な水準まで維持するものとする。実行することが、合理的に必要とされる場合、企業は本条項より求められる保険が適切に維持されている旨、理事会による調査証拠文書を作成する。
16. QA インターナショナルは、これらの規則に基づき、理事会による審査者として任命される独立専門審査者の行動または怠慢から生じ、候補企業または認証企業が被害を受けるいかなる性質の損害または損傷には責任を負わないものとする。
17. 審査者（QA インターナショナル）による規則違反（QA インターナショナルの怠慢がどうかにかかわらず）から生じ、候補企業または認証企業が被害を受けた、いかなる性質の損失または損害に関し、QA インターナショナルの責任は、1 年のどの期間であっても、当該企業がその年支払った料金額までに限定される。QA インターナショナルは、第三者が受ける、いかなる性質の損失または損害については責任を負わない。
18. これらの規則は、しばしば理事会により変更されることがある。理事会からこのような変更について書面にて通知が行われない限り、または行われるまで、認証企業による認証ロゴ使用権利または、スキームに基づく登録請求は影響されることはない。理事会は、変更規則に準拠しなければならない日付を通知する。その日付は、通常変更通知日から 6 ヶ月以降である。
19. 認証企業の登録簿は、QA インターナショナルが維持する。合理的な通知に従い、規則 2.0 に記載された住所において通常の営業時間中、公の検査を受けるものとする。登録簿は出版され、購入することができる。
20. これらの規則に基づきいかなる決定、要件、または通知は、それを行う当事者、またはその代理によって書面で通知、署名される。
- 通知は、候補企業または認証企業へ、申請書または場合により登録文書の住所、または規則 2.0 に記載されている QA インターナショナル理事会の住所へ行われる。通知は、いずれかの当事者により、他方当事者へ届けるか、または前払い記録配達または書留郵便で送付する。郵便で送付された通知は（不配達証明されない限り）、発送時間から 48 時間で到着したとみなされる。このような配達証明では、通知に適切な住所が記載されていること、これらの規則に従って送付されたことを十分に証明するものとする。
21. 情報の開示
- 認証企業に関する情報は、「認証企業一覧」として公開される。また QAIC は、その認証の正当性を確認するための照会に対して、認証企業の情報を開示する権利を有する。
- 認証企業が特に要求しない限り、情報の開示は以下に限られる。
- 企業名
 - 認証規格
 - 登録範囲
 - 所在地
 - 有効期限、登録日、改定日、一時停止日および取り下げ日

例外処置として、登録企業からの要求によりこれらの情報の開示を制限することができる(機密保持の理由などにより)。そのような場合は、文書により申込時あるいは事由発生後速やかにスキームマネージャに通知すること。

前述の情報以外の開示要求があった場合は、法律に基づく要求でない限り、認証企業は要求のあった情報に関して事前に通知を受ける。

22. 責任の限界:

QA インターナショナル・サーティフィケーション・リミテッド (QAICL) は、管理システムおよび製品製造の両方について認証サービスを提供することを請け負う。このような認証は、QAICL、国内および/または国際基準について顧客より申請される。このような基準に対する準拠は、サンプル審査をもとに、EN45011、EN45012 に基づいて発行されたガイドラインおよび関連ガイダンス、慣行規則によって審査される。基準に対する非準拠が、QAICL 審査者によって発見、報告された場合、顧客は、非準拠に取り組む適切な是正活動、適正について専門的なアドバイスを受けることに対する判断の責任がある。QAICL は、非準拠の改善策についてアドバイスは提供しない。顧客はそのようなアドバイスを QAICL 審査者に求めたり、依存しないことに同意する。登録の QAICL 認証保持は、その製品およびサービスの条項について法的責任を緩和するものではない。万一 QAICL が基準または審査結果を正しく説明しなかった場合、QAICL は製品の損失、利益の損失他の非間接的または結果的損失について責任を拡張しない。顧客に課せられる認証料金の金額または£5,000 のいずれか高い方の額に限定される。

QAICL の規則は、進行中の修正に従うものとし、これらの規則の最新版は、その登録住所の QAICL または QAICL ウェブサイトのいずれかから直接入手できる。

改訂 : 10/06/2008